

6月1日は「人権擁護委員の日」です

2019年6月3日 人権なんでも相談所開設

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

相談案内



みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごとがありましたら、法務局や人権擁護委員にご相談ください。

(第11回ほのぼのの写真コンテスト入賞作品)

女性・子ども・高齢者の人権、同和問題、家庭内(結婚、離婚、夫婦、親子、相続、扶養等)、隣近所とのもめごと等幅広い相談に応じます。

むずかしい手続きも必要なく、相談は**無料**で秘密は固く守られます。

月 日	曜日	市 町 名	場 所
6月3日	月	杵 築 市	きつき生涯学習館
6月3日	月	杵築市(山香町)	山香中央公民館
6月3日	月	杵築市(大田)	杵築市役所大田庁舎
6月3日	月	国東市(国見町)	みんなんかん
6月3日	月	国東市(国東町)	アストくにさき
6月3日	月	国東市(武蔵町)	武蔵中央公民館
6月3日	月	国東市(安岐町)	安岐総合支所
6月3日	月	日 出 町	日出町中央公民館

市町名	氏 名	住 所
杵築市	麻生和生	大内宿
	芝尾貴佐子	狩南杵築
	生地八栄	溝井坂
	黒田朋子	八野
	市村孝徳	片野
杵築市 山香町	工藤まり子	久木野尾
	河野眞徳	立石
	阿部照香	広瀬
杵築市 大田	工藤美喜	保水
	福田健一郎	石丸
国東市 国東町	堀直美	浜
	岡原益子	中田
	丹羽秀道	富来
	中井成美	原
国東市 武蔵町	一九久子	綱井
	小侯義幸	麻田
	岩光侃	麻田
国東市 安岐町	石川美恵子	内田
	有次久恵	成久
	宮崎幸	塩屋
国東市 国見町	服部伴夫	明治
	村田とし子	大添
	白石美津子	野田
日 出 町	伊美哲二	向田
	田本ひとみ	竹田津
	藤原和彌	豊岡
	荒金明	藤原
	芝尾宏	大神
日 出 町	堀 質	日出
	藤井享子	川崎
	河野健二	

午前10時から午後3時まで

★人権擁護委員は右の表のとおりです。気軽にご相談ください。その際、人権擁護委員の電話番号を知りたい方は、下記支局にお問い合わせください。

★なお、大分地方法務局杵築支局において**毎週月～金曜日**は同支局の職員、また**毎週木曜日**は人権擁護委員が相談に応じております。

主 催 杵築人権擁護委員協議会
大分地方法務局杵築支局
杵築市大字杵築665番地137
☎0978-62-2271
後 援 杵築市・国東市・日出町

人権相談電話
みんなの人権 110 番
0570-003-110



杵築市からのお知らせ



差別を解消するための3つの法律が施行されました！

☆これらの法律を知っていますか？

平成28（2016）年は、人権に関する法律が相次いで、施行された年でした。

障害者差別解消法

4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」を行うよう明文化するとともに、国や地方公共団体には法的義務、事業者には努力義務を定めました。これにより、障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らせる共生社会をめざしています。

★心豊かなまちづくり条例（通称）「杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例」

杵築市では、この法律を踏まえ、障がいのある人を取り巻く状況の改善に杵築市全体で取り組み、障がいのある人もない人も、みんなで助け合い、いつまでも安全に安心して暮らせるあたたかいまちづくりの実現のために、この条例を制定し、平成30（2018）年4月1日に施行しました。

ヘイトスピーチ解消法

6月3日には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。この法律は、日本以外の国や地域の出身者への差別解消に理解を深め、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、人としての尊厳を傷つけたり差別的意識を生じさせたりすることなく、民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重し合う社会の構築をめざしています。

部落差別解消推進法

12月16日には、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。部落問題は長年の取組により解消に向かっているものの、未だに身元調査や結婚差別等の許しがたい差別事象が起こっています。さらに、情報化の進展に伴い、インターネットへの差別的な書き込み等も発生しています。

全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、改めて部落差別の解消の必要性について国民に理解を求めるとともに、人権教育・啓発活動をすすめ、相談体制の充実を図り、部落差別のない社会の実現をめざしています。

杵築市では法律の趣旨をふまえ、「なぜ、この法律ができたのか、そして誰もが幸せに暮らすために大切なことはなんなのか」を一緒に考えていただくために、法律の内容の周知を積極的に行っています。

☆すべての人が幸せに生きていくために！

法律ができたことだけで、すべての人たちの人権が守られた差別のない社会が実現されるわけではありません。

人権を侵害されている人たちがいることを認識し、さまざまな問題の解決のために、私たち一人ひとりが偏見や慣習などに縛られず、差別のない社会づくりに向けて考え行動していくことや、問題解決に向けて取り組むことが求められています。

杵築市ではこの3つの法律の趣旨をふまえ、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決のため、引き続き積極的に取り組んでまいります。

市民一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない豊かな明るい社会を築きましょう。